

1. 令和5年度地域別最低賃金額改定の目安

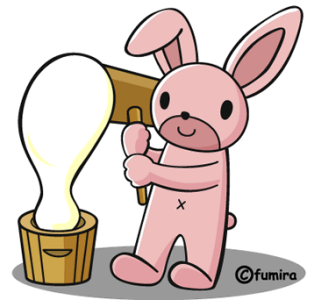
7月28日に開催された中央最低賃金審議会で、令和5年度の地域別最低賃金額改定の目安について答申が取りまとめられました。

答申のポイントは、都道府県の経済実態に応じて、全都道府県をA、B、Cの3ランクに分けて、引上げ額の目安を提示していますが、埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪の6都府県のAランクで41円、北海道、茨城、栃木、群馬、山梨、京都、広島、福岡などの28道府県のBランクで40円、青森、鳥取、高知、大分、沖縄などの13県のCランクで39円の増と、引上げ額の目安を掲示しています。今後は、各地方最低賃金審議会での答申を参考にして、地域における賃金実態調査や参考人の意見等も踏まえた調査審議の上で答申をおこない、各都道府県労働局長が地域別最低賃金額を決定することとなりますが、目安どおりに引き上げがおこなわれた場合には、東京都の新しい最低賃金額は1,113円、神奈川県は1,112円、埼玉県は1,028円、千葉県は1,025円になり、東京、神奈川で1,100円超、埼玉、千葉で1,000円超となります。

仮に全都道府県で目安どおりに引き上げがおこなわれた場合の全国加重平均は1,002円で、上昇額は41円(昨年度は31円)となり、昭和53年度に目安制度が始まって以降で最高額となります。引上げ率に換算すると4.3%(昨年度は3.3%)となります。各都道府県の最低賃金の発効年月日は10月1日以降順次となりますが目安どおりとなるのでしょうか。

【厚生労働省「令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_34458.html



2. 年間平均の社会保険定時決定と随時改定

7月に社会保険の定時決定(算定基礎届)の提出を行われたかと思いますが、算出してみると思いの外社会保険料が上がってしまったことがあります。仔細にみると、他の月と比べて算定基礎届の対象となる4月5月6月が繁忙期などで突出して高くなっていることがあります。その際は年間平均の算定基礎届を検討してみても良いでしょう(この時期なので既に届出済みであれば届出たものを取り消して再届出も可能です。。。)。この年間平均の算定基礎届は、①通常の方法で算定基礎届を作成した場合の標準報酬月額と、前年の7月からその年の6月までの報酬を平均して算出した標準報酬月額が2等級以上の差が生じる場合、②この2等級以上の差が業務の性質上例年生じる場合、③被保険者が同意している場合の3つの要件があります。この届出を行うには会社からの申立書と、被保険者の同意書が必要になります。申立書には4月5月6月に業務が集中する理由を具体的に書きます。これらの申立書、同意書は算定基礎届の用紙とは別に一人一人作成するのでかなりの手間であることは事実です。

また、年間平均の随時改定(月額変更届)バージョンもあります。固定的賃金の変動があった月をX月として連続するX月、X+1月、X+2月の平均した通常の方法で作成した標準報酬月額と、X+2月から前1年を平均して算出した標準報酬月額が2等級以上の差が生じる場合で、この2等級以上の差が業務の性質上、例年生じる場合、被保険者の同意がある場合で届出可能です。

この年間平均の算定基礎届と月額変更届は通常の届出より行政側の審査が長くなります。一人一人届出書を作成するのでミスによる返戻も発生しえます。ぜひこういった書類作成はプロである社労士にお任せいただければと存じます。

● 編集後記 ●

今年も徳島の阿波踊りが開催されました。コロナ前は経済状況問題で全国的に話題となり、昨年はコロナ禍で開催の是非が問われる中で開催して問題提起され、今年は台風直撃の中の開催に問題視され、毎年、様々な形で注目を浴びています。私も1日だけ参加しましたが、土砂降りの中、ある意味、記憶に残る一日でした。なお、高円寺は4年ぶりの開催となります。(秋山)

あおぞら人事・労務サポート
 特定社会保険労務士
 秋山幸子 (登録 NO.13050514)
 三鷹市下連雀 3-38-4
 三鷹産業プラザ 307
 TEL:0422-24-8625
 FAX:0422-24-8605
 E-mail: info@aozora-sr.com
 URL: www.aozora-sr.com

責任編集: 社会保険労務士(武蔵野統括支部)
 メンバー: 秋山・隅谷・安部・酒井・福岡・奥山